

子どもの明るい笑顔のため 周囲が協力して防ごう児童虐待



連絡・相談先	
機関名	電話番号
市役所家庭児童相談室	223-4148
前橋保健センター	223-8844
大胡保健センター	283-7311
県中央児童相談所	261-1000
ぐんまこども相談センター（児童相談所内。24時間受け付け）	※0120-783-884 263-1100
前橋警察署	252-0110
前橋東警察署	225-0110
大胡警察署	283-0110
前橋地方法務局（子どもの人権110番）	243-0760

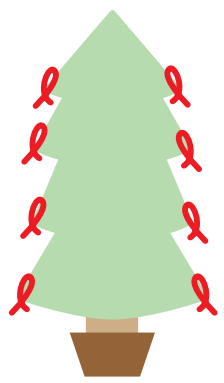
※携帯電話からは掛かりません。

親が子どもに対して身体・心理・性的虐待や養育放棄を行うことは、重大な権利侵害です。虐待かどうかは親の意思とは無関係。子どもにとって実際に苦痛か、有害かが最優先で判断されます。「虐待を受けているのでは」と思われる子どもがいたら、迷わず上表の機関、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へ連絡しましょう。連絡した人が守秘義務違反に問われることはなく、秘密も守られます。

○：問い合わせは児童家庭課 ☎ 890-6277へ。

12月1日は
世界エイズデー

正しく理解し差別なくそう



12月1日は世界エイズデー。今年のテーマは「Living Together」大切な人を守るためにです。エイズについて正しい知識を持ち、まん延を防ぐとともに、患者や感染者に対する差別や偏見・誤解をなくしましょう。

■エイズ啓発
●市や県の活動

啓発パネルやレッドリボンツリー（エイズに苦しむ人々への理解と支援のシンボル）の展示、学校で使用している教材や教具の紹介、パンフレットなどの配布を行い、エイズについて正しい理解と差別や偏見の解消を呼び掛けます。

日時 11月28日(水)・29日(木)、午前10時～午後3時

会場 市役所1階市民ロビー
●学校での活動

エイズについて正しい理解と予防する意識や能力を育てること、人権について意識を持ち、不安や偏見を

取り除くことを中心に、家庭や地域社会との連携を図りながら、性教育やエイズ予防教育を進めています。

■エイズ相談

エイズに関する悩みや心配事などの相談を面接や電話で行っています。

日時 月曜～金曜、午前8時30分～午後5時15分

会場 前橋保健福祉事務所

■エイズ検査

エイズに感染しているか不安がある人に、検査を行っています。なお、前橋保健福祉事務所では、匿名で無料の検査を実施。希望する人は、事前に電話で予約をしてください。

会場 前橋保健福祉事務所、各医療機関

対象 感染の機会があったときから3カ月を過ぎた人

○：問い合わせは前橋保健センター ☎ 223-8844、前橋保健福祉事務所 ☎ 231-7721へ。

環境問題をみんなで考えよう

小池百合子さん招き講演会



地球温暖化防止やゴミの減量などに取り組んでいくことは、世界的に重要な課題です。これを一層進めよ

うと、元環境大臣で、「クールビズ・ウォームビズ」を提唱した小池百合子さんを講師に招き、環境問題講演会を開催。ほかにパネルディスカッションや第2回まえばし水と緑の環境賞表彰式も行います。入場は無料です。

日時 12月12日(水)午後6時～8時30分

会場 前橋テルサ

対象 一般、先着200人

申し込み 12月5日(水)までに清掃業務課 ☎ 890-6273へ

健全育成にあなただの意見を パブリックコメントを実施

本市では、青少年が明るく元気にたくましく育つよう、「前橋市青少年健全育成計画」いきいき前橋っ子はぐくみプラン」を策定中。この計画が充実したものとなるよう意見を募集。皆さんの考えをお寄せください。

期間 12月14日(金)まで

資料の閲覧 総合教育プラザ内青少年課、市役所情報公開コーナー、各支所・地区公民館、にぎわい観光課

また、ホームページにも掲載
意見の提出 所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または、〒371-0035岩神町三丁目1-1 総合教育プラザ内青少年課へ郵送、ファクス(230-9099)、Eメール(Seisyounen@city.maebashi.gunma.jp)

○：問い合わせは青少年課 ☎ 231-5138へ。

多重債務に陥らないために 返済に困ったらまず相談を

〈事例1〉新入社員のAさん。新生活に必要な家電を買うため、クレジットカードを作りました。その後、海外旅行やエステティックサロンなどでローンやキャッシングを利用。気付いたときは、月々の返済額が10万円にもなっていました。

〈事例2〉不況の中、リストラに遭ってしまったBさん。なんとか再就職はできましたが収入は激減しました。住宅ローンを抱え、さらに子どもの学費もかさんで消費者金融から借金。繰り返し利用してしまい、あっという間に返済不能になりました。

〈回答〉最近では、事例1のようなローンやクレジットカードの安易な借り入れだけでなく、事例2のようなリストラによる生活苦で多重債務に陥る人が増えています。多重



債務が原因で、債務者を取り巻く周りの人たちが生活環境などが大きく変わってしまう恐れも。こうならないよう、契約するときは本当に借り入れが必要か、無理なく返済できるかをよく考えましょう。返済が困難になってしまったら、絶対に新たな借金をせず、消費生活センターに相談を。消費生活センターでは、債務状況を確認後、法律専門家への引き継ぎを行っています。司法書士や弁護士などによつて金利の見直しなどが行われ、必ず解決できます。借金で困ったら一人で悩まず、相談しましょう。

○：問い合わせは消費生活センター ☎ 230-1755へ。

